

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 八尾老人保健施設風の庭
- ・開設年月日 昭和63年11月11日
- ・所在地 富山県富山市八尾町福島7-42
- ・電話番号 076-(454)-5300 ファックス番号 076-(454)-5341
- ・管理者名 安川 透
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1651880005号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[八尾老人保健施設風の庭の運営方針]

- 1 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる、医療ならびに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の向上を目指すと共に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 4 当施設では介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するように努めます。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその家族等の了解を得ることとします。

8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

### (3) 施設の職員体制

医師	1.5人以上
薬剤師	0.5人以上
看護職員	14人以上
介護職員	36人以上
支援相談員	1.5人以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1.5人以上
管理栄養士	1人以上
介護支援専門員	2人以上
歯科衛生士	相当数
事務職員等	相当数

(4) 入所定員等 定員 150名（うち認知症専門棟 30名）  
療養室 1人室 22室、 2人室 8室、 4人室 28室

(5) 通所定員 70名

(6) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日及び営業時間

- ① 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(1/1、1/2を除く)
- ② 営業日の午前8時30分から午後5時15分を営業時間とする。

(7) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）及び、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の通常の実施地域  
富山市のうち旧八尾町、旧婦中町、旧大沢野、旧山田村

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食	7：30～ 8：30
昼食	12：00～13：00
夕食	18：00～19：00

- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭になる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談
- ⑪ 口腔機能向上、口腔衛生管理
- ⑫ 理美容サービス（原則月 1 回実施します。）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
  - \*これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関が併設しており、また、協力医療機関とも連携をとり、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応します。

- ・併設医療機関名

名 称 医療法人社団藤聖会 八尾クリニック  
住 所 富山県富山市八尾町福島 7-42

- ・併設歯科医療機関名

名 称 医療法人社団藤聖会 八尾クリニック 歯科  
住 所 富山県富山市八尾町福島 7-42

- ・協力医療機関名

名 称 医療法人社団 藤聖会 富山西総合病院  
住 所 富山県富山市婦中町下轡田 1019

#### ※緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用申し込み及び希望表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。また緊急時には必ず連絡が取れる連絡先（携帯電話・勤務先電話等）をご記入下さい。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会

原則、面会時間は 8：30～17：00 です。

感染防止の観点から、予約制や一時制限、テレビ電話等を用いた対応にする場合があります。

- ・外出、外泊

介護老人保健施設は家庭復帰を目的としていますので、家族の皆様と関わりを

持っていただくために外出、外泊をお勧めしますが、感染防止の観点から、禁止又は、一時制限する場合があります。

・所持品・備品等の持ち込み

所持品、備品の持ち込みは施設にご相談ください。

・金銭・貴重品の管理

金銭、貴重品は家族等で管理してください。

・外泊時等の施設外での受診

入所中の医学管理は当施設の医師が行い、薬の服用が必要な利用者には当施設より投薬いたしますので、外出または外泊時における病院、診療所への受診や薬をもらう場合は、事前にご相談ください。

・飲食物の持ち込み

食中毒の危険があるため、なま物、賞味期限切れの食品の持ち込みはご遠慮ください。また、その他の飲食物の持ち込みも、誤嚥の危険のある利用者や健康管理上の問題がある利用者もおられるので、事前にご相談ください。

・喫煙

当施設敷地内で喫煙することを禁止します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備     スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練     年2回
- ・業務継続に係る訓練   年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 損害賠償

当施設の責任により利用者にした損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる時に限り、当施設の損害賠償を減じる場合があります。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名   損害保険ジャパン株式会社

保険名       賠償責任保険

8. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設の窓口

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 076-454-5300)

- ・苦情解決責任者     八尾老人保健施設風の庭   施設長

- ・ 苦情相談担当（支援相談員）成瀬幸雄、高野佑紀、永森真祐子、吉永紗良  
（介護支援専門員）加藤妙子、長谷川真也
- ・ 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 8：30～17：15

また、要望や苦情等は、支援相談員または担当介護支援専門員にお寄せいただくか、備え付けた「ご意見箱」をご利用ください。苦情処理委員会にて速やかに対応し、相談者に回答いたします。

本委員会は、利用者または家族等の①サービス内容に対する苦情、②職員、施設に対する苦情、③その他相談事を検討・討議し職員に伝達指導を行います。

## （２）行政機関その他の苦情受付機関

\*各市町村の窓口や国民健康保険連合会でも苦情の受付を行っています。

八尾行政サービスセンター	所在地 富山市八尾町福島 200 番地 電話番号 455-2461 受付時間 月～金 8：30～17：15
富山市の方は、富山市介護保険課 他の方は市町村介護保険担当課	所在地 富山市新桜町 7 番 38 号 電話番号 443-2041 受付時間 月～金 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 富山市下野字豆田 995-3 電話番号 431-9833 FAX 431-9850 受付時間 月～金 8：30～17：00
富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま)2 階	所在地 富山市安住町 5 番 21 号 電話番号 432-3280 FAX 432-6532 受付時間 月～金 9：00～16：00

## 9. 事故が発生した場合の対応

- ① 事故発生時には、救急搬送の要請など利用者の生命、身体の安全を最優先に対応します。
- ②速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況を説明し、事故に至る経緯・経過・原因等を分析し事故防止対策を検討します。
- ③サービス提供等により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

1. 介護保険証の確認

利用の申込みにあたり、利用希望者の介護保険被保険者証と介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただいております。

3. 利用料金

利用料金の自己負担割合は1割または2割または3割があり、介護保険負担割合証に記載されています。下記の記載金額は1割負担の場合の料金です。

(1) 短期入所療養介護の基本料金（1日あたりの自己負担分）

① 施設利用料

- ・ 多床室施設利用料

【基本型】		【在宅強化型】	
要介護1	830 円/日	要介護1	902 円/日
要介護2	880 円/日	要介護2	979 円/日
要介護3	944 円/日	要介護3	1,044 円/日
要介護4	997 円/日	要介護4	1,102 円/日
要介護5	1,052 円/日	要介護5	1,161 円/日

- ・ 従来型個室施設利用料

【基本型】		【在宅強化型】	
要介護1	753 円/日	要介護1	819 円/日
要介護2	801 円/日	要介護2	893 円/日
要介護3	864 円/日	要介護3	958 円/日
要介護4	918 円/日	要介護4	1,017 円/日
要介護5	971 円/日	要介護5	1,074 円/日

(2) 短期入所療養介護の加算

①在宅復帰・在宅療養支援機能加算

ア.在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

施設利用料が基本型で在宅復帰の基準に適合している場合 51円/日

イ.在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）

施設利用料が在宅強化型で在宅復帰の基準に適合している場合 51円/日

②送迎加算

入所時および退所時に送迎を行った場合 184円/片道

③総合医学管理加算（利用中10日を限度）

治療管理を目的とし利用した場合

（緊急時治療管理を算定した日は算定しない） 275円/日

④緊急時治療管理（月1回、連続する3日を限度）

緊急的な治療管理としての対応を行った場合 518円/日

⑤認知症ケアに対する加算

ア.認知症ケア加算

認知症専門棟に入所の場合 76円/日

イ.認知症専門ケア加算（Ⅰ）

認知症介護に係る専門的な研修の修了者を一定数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合 3円/日

ウ.認知症専門ケア加算（Ⅱ）

（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している場合

4円/日

⑥個別リハビリテーション実施加算

多職種が共同して計画し個別リハビリテーション実施した場合 240円/日

⑦重度療養管理加算（要介護4又は5の対象者）

計画的な医学管理を行い、療養上必要な処置を行った場合 120円/日

⑧緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に短期入所を行うことになっていないときに急遽受け入れした場合（14日を限度）

90円/日

⑨療養食加算

医師の指示による療養食を提供した場合 8円/回

- ⑩口腔連携強化加算（1月に1回を限度）  
 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合 50円／回
- ⑪夜勤職員配置加算  
 職員配置が夜間における基準に適合している場合 24円／日
- ⑫生産性向上推進体制加算  
 ア.生産性向上推進体制加算（Ⅰ）  
 （Ⅱ）の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーが複数導入されている場合 100円／月  
 イ.生産性向上推進体制加算（Ⅱ）  
 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会の開催や1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを厚生労働省に提出し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合 10円／月
- ⑬サービス提供強化体制加算  
 ア.サービス提供強化体制加算（Ⅰ）  
 介護職員のうち、介護福祉士が80%以上又は10年以上の介護福祉士が35%以上である場合 22円／日  
 イ.サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  
 介護職員のうち、介護福祉士が60%以上である場合 18円／日  
 ウ.サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  
 介護職員のうち、介護福祉士が50%以上又は常勤職員が75%以上・勤続7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当した場合 6円／日
- ⑭介護職員等処遇改善加算  
 ※介護職員等に対し、基準に適合した賃金改善等を実施している場合  
 施設利用料と①～⑬加算料金の総額の9.7%
- ⑮地域区分（富山市・7級地）  
 施設利用料と①～⑭の加算料金の総額に1.4%を乗じる

(3) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料 (1日あたりの自己負担分)

- ・ 多床室施設利用料

【基本型】		【在宅強化型】	
要支援 1	6 1 3 円	要支援 1	6 7 2 円
要支援 2	7 7 4 円	要支援 2	8 3 4 円

- ・ 従来型個室施設利用料

【基本型】		【在宅強化型】	
要支援 1	5 7 9 円	要支援 1	6 3 2 円
要支援 2	7 2 6 円	要支援 2	7 7 8 円

(4) 介護予防短期入所療養介護の加算

① 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

ア. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)

施設利用料が基本型で在宅復帰の基準に適合している場合 5 1 円/日

イ. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)

施設利用料が在宅強化型で在宅復帰の基準に適合している場合 5 1 円/日

② 送迎加算

入所時および退所時に送迎を行った場合 1 8 4 円/片道

③ 総合医学管理加算 (利用中 10 日を限度)

治療管理を目的とし利用した場合

(緊急時治療管理を算定した日は算定しない) 2 7 5 円/日

④ 緊急時治療管理 (月 1 回、連続する 3 日を限度)

緊急的な治療管理としての対応を行った場合 5 1 8 円/日

⑤ 認知症ケアに対する加算

ア. 認知症専門ケア加算 (I)

認知症介護に係る専門的な研修の修了者を一定数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合 3 円/日

イ. 認知症専門ケア加算 (II)

(I) の要件を満たし、かつ、認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している場合

4 円/日

⑥ 個別リハビリテーション実施加算

多職種が共同して計画し個別リハビリテーション実施した場合 2 4 0 円/日

⑦ 療養食加算

医師の指示により療養食を提供した場合 8 円/回

⑧口腔連携強化加算（1月に1回を限度）

口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合 50円/回

⑨夜勤職員配置加算

職員配置が夜間における基準に適合している場合 24円/日

⑩生産性向上推進体制加算

ア.生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

（Ⅱ）の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーが複数導入されている場合 100円/月

イ.生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会の開催や1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを厚生労働省に提出し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合 10円/月

⑪サービス体制強化加算

ア.サービス体制強化加算（Ⅰ）

介護職員のうち、介護福祉士が80%以上又は10年以上の介護福祉士が35%以上である場合 22円/日

イ.サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員のうち、介護福祉士が60%以上である場合 18円/日

ウ.サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護職員のうち、介護福祉士が50%以上又は常勤職員が75%以上・勤続7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当した場合 6円/日

⑫介護職員等処遇改善加算

※介護職員等に対し、基準に適合した賃金改善等を実施している場合  
施設利用料と①～⑪加算料金の総額の9.7%

⑬地域区分（富山市・7級地）

基本料金と①～⑫の加算料金の総額に1.4%を乗じる

(5) その他の料金

① 滞在費（1日あたり）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円	430円	430円	430円	437円
従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
令和8年 8月から	550円	550円	1,370円	1,470円	1,728円

\*ただし、利用者が負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限になります。

